

住民監査請求（監第139号）に基づく監査の結果について（目次）

第1	請求の受付	
1	請求人	1頁
2	請求書の提出日	1頁
3	請求の内容	1頁
4	監査委員の除斥	2頁
5	請求書の要件審査	2頁
第2	監査の実施	
1	監査対象事項及び監査対象部局	2頁
2	請求人の陳述の聴取及び証拠書類の提出	3頁
3	関係職員の陳述の聴取及び関係書類の提出	3頁
	（1）関係職員の陳述	
	（2）関係職員の陳述に対する請求人の意見	
4	関係人の調査	3頁
第3	監査の結果	
1	事実関係の確認	3頁
	（1）政務活動費の交付に係る根拠法令等	
	（2）運用指針の見直しについて	
	（3）既に返還された政務活動費について	
2	判断	4頁
	（1）政務活動費の趣旨について	
	（2）監査対象について	
3	監査の結果について	4頁
4	結論	8頁
5	勧告	8頁
6	意見	9頁
	別表請求項目一覧	10頁
	別紙資料	
1	請求人の陳述	1頁
2	関係職員の陳述	8頁
3	関係職員の陳述に対する請求人の意見	10頁
4	富山市議会政務活動費の交付に関する条例	11頁
5	富山市議会政務活動費の交付に関する規則	15頁
6	富山市議会政務活動費を充てることができる 経費に関する運用指針について	17頁

## 住民監査請求に基づく監査の結果

### 第1 請求の受付

1 請求人 市民が主人公の富山市政をつくる会

2 請求書の提出日

平成30年1月22日

3 請求の内容

請求人から提出された富山市職員措置請求書（以下、「本件請求」という。）の内容は、次のとおりである。なお、請求書については、原文のまま記載し、別紙として提出された別表請求項目一覧については、支出年月日、領収書日付及び支出内容の誤りを訂正し、文末に添付した。

#### 第1 請求の要旨

1 請求人

請求人は富山市に住所を置く市民団体である。

2 富山市議会自由民主党による政務活動費の支出及びその違法・不当性

富山市議会自由民主党は、富山市長から政務活動費の支出を受けて支出を行った。しかし、以下に述べるとおり、少なくとも別紙記載の各支出は、同紙記載の理由により、関係法令又は使途基準に反しており、違法・不当な支出である。

3 法令の定め

(1) 地方自治法

地方自治法100条1項では「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる」とある。

同条14項は、政務活動費に関して、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」とある。

(2) 条例

富山市議会政務活動費の交付に関する条例8条では「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」とある。

(3) 使途基準及び運用指針

富山市議会政務活動費の使途基準及び運用指針では「政務活動費の使途については、…規則第8条の規定により、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」とある。また、政務活動費から支出が不適當な経費として、

「私的な経費、政党活動や政治活動経費、交際費的な経費は不適當」とある。

#### (4) まとめ

以上の通り、政務活動費は、①富山市政の課題及び富山市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費にのみ使用でき、それ以外に使用することは許されておらず、また、②私的経費や、政党活動・政治活動経費、交際費的な経費にも使用できない。

#### 4 別紙記載の各支出の問題点

別紙記載の各支出の問題点は、別紙の違法・不当な理由欄記載の通りである。政務調査費、政務活動費の広報費に関して違法・不当な支出がある。

政党活動や政治活動費への政務活動費の支出、白紙領収書を用いた印刷費の架空請求、水増し請求、開催していない市政報告会の会場費などは認められない。

#### 5 怠る事実

以上のとおり、別紙記載の各支出は、いずれも違法・不当な支出であって政務活動費を充てることは許されないから、それに支出された政務活動費は、富山市に返還されるべきものである。このため、富山市は、富山市議会自由民主党に対して別紙記載の各支出に関する政務活動費について、不当利得返還請求権を有する。

にもかかわらず、富山市長が前記不当利得返還請求権を行使していないことは、違法又は不当にその財産の管理を怠っていると認められる。

#### 6 結論

よって請求人は、貴職に対して、富山市長が別紙記載の各支出に対して支出された政務活動費について、富山市議会自由民主党に対する不当利得返還請求その他必要な措置を講ずることを求めることを、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、請求する。

### 第2 添付資料

#### 1 事実証明書一式

#### 4 監査委員の除斥

監査委員のうち、富山市議会議員のうちから選任された監査委員2人は、法第199条の2の規定により除斥とした。

#### 5 請求書の要件審査

本件請求が、法第242条に規定する住民監査請求の要件を具備しているものと認め、平成30年1月29日に、1月22日付けでこれを受理することを決定した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、請求人が違法不当とした支出が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局とした。

## 2 請求人の陳述の聴取及び証拠書類の提出

法第242条第6項の規定に基づき、平成30年2月7日に請求人からの陳述の聴取を行った。その内容は、別紙1のとおりである。なお、請求人の陳述の際、新たな証拠の提出はなかった。

陳述に際しては、法第242条第7項の規定により、議会事務局の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

## 3 関係職員の陳述の聴取及び関係書類の提出

### (1) 関係職員の陳述

平成30年2月7日に関係職員からの陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定により、請求人が立ち会った。

陳述の内容は別紙2のとおりである。

### (2) 関係職員の陳述に対する請求人の意見

関係職員の陳述に対する請求人の意見については、別紙3のとおりである。

## 4 関係人の調査

請求人が違法不当と主張している支出について、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、議長及び会派代表に対し、政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「支出に係る領収書等の証拠書類の写し」の提出を求めたほか、本件請求に関する意見について、書面による回答を求めた。また、必要に応じて補充説明や資料の提出を求めるなどして、当該政務活動費の使用の状況について調査を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 政務活動費の交付に係る根拠法令等

##### ア 地方自治法

法第100条第14項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」

法第100条第15項「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」

法第100条第16項「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」

イ 富山市議会政務活動費の交付に関する条例 別紙4のとおり

ウ 富山市議会政務活動費の交付に関する規則 別紙5のとおり

エ 富山市議会「政務活動費を充てることができる経費に関する運用指針」について

別紙6のとおり

(2) 運用指針の見直しについて

市議会においては、政務活動費の支出に当たっての判断基準とするため、平成17年6月に運用指針を策定して以来、平成20年3月、平成25年2月、平成27年6月に一部改正を行っている。

このうち、平成25年2月の改正は、地方自治法の一部改正に伴い政務調査費が政務活動費に変更になったことによるものであり、平成27年6月の改正は(10)事務費においてタブレット端末機が適用となったことによるものであることを確認した。

(3) 既に返還された政務活動費について

請求番号19「11月15日市政報告会 会場費、お茶菓子代他経費」については、平成28年11月2日に64,000円が、請求番号20「豊田地区 市政報告会280人参加」、請求番号22「広報誌印刷代(富山市の重点事業1000部)(富山市環境モデル都市1000部)」、請求番号23「市政報告会会場費、お茶・お茶菓子代(250人)、PCシステム・看板一式代」については、平成30年1月25日に全額が、請求番号21「市政報告会の案内状送付代」については、平成30年3月7日に全額がそれぞれ返還されていることを確認した。

2 判断

(1) 政務活動費の趣旨について

政務活動費の趣旨については、平成29年7月7日付けで同一請求人から提出された監第54号富山市職員措置請求書に基づく監査の結果において、示したとおりである。

(2) 監査対象について

政務活動費の支出に係る不当利得返還請求権は公法上の債権であり、消滅時効は5年とされている(平成21年10月16日東京地裁判決)ことから、平成23年度政務調査費に係る請求番号7「広報誌印刷代(10,000枚)」については、監査対象から除外した。

3 監査の結果について

本件請求に係る支出は、全て広報費として支出されたものである。

条例別表及び運用指針において、広報費は「会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費」と規定されており、経費として認められるものとして広報誌などの印刷製本費や会場費、茶菓子代などへの支出が例示されている。

以下、個別に検討する。

・請求番号1「広報誌コピー代(6,500枚)」については、コピー機の使用枚数を確認できる資料の提出を求めたところ、当該コピー機はリースされていたもので、機器の更新により当時の機器は既になくことから、その使用状況を確認できる資料はないとの

ことだった。

その余の点については、会派の説明や提出された申立書に、特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号2「広報誌コピー代(10,000枚)」については、コピー機の使用枚数を確認できる資料の提出を求めたところ、当該コピー機は買取りされていたもので、機器の更新により当時の機器は既になくことから、その使用状況を確認できる資料はないとのことだった。

その余の点については、会派の説明や提出された申立書に、特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号3「11月9日市政報告会会場費、お茶・お茶菓子代(326人)」については、富山県選挙管理委員会へ提出された「自由民主党富山県富山市第14支部」の収支報告書に当該収支を政党活動として報告していたものを、平成28年10月28日付けでそれを削除する修正報告が行われたものである。

開催案内文が虚偽に作成されたとする請求人の主張に対しては、会派より「支出伝票に添付の開催案内文は、作成していない。伝票用に恐らく会派事務員により作成されたものと思われる。開催案内は、開催日時等を記載したチケット(有料)で行った。開催を知ることは可能だが、入場の際はチケットが必要である。広く周知し、参加費が無料の市政報告会は、岩瀬カナル会館で実施している。その場合、本人事務所で案内文を作成し、校区自治会などを通じ配布している」との説明があった。

このことから、当該支出は政党活動の一環として行われたものであり、運用指針「5政務活動費からの支出が不適当な経費」において政党活動や後援会活動に充てることはできないと例示されていることから、運用指針に合致しない支出であるといわざるを得ない。

・請求番号4「市政報告会会場費、お茶代(460人)」については、請求番号3と同様の説明があったことから、運用指針に合致しない支出である。

・請求番号5「広報誌印刷代(26,000枚)」については、広報誌は「会派が行う活動、市政について住民に報告するため」に作成されるものであるが、運用指針において「各議員が発行する広報費の経費は1/2を上限」としており、このことについては、平成29年8月16日付けで富山市議会自由民主党から富山市監査委員に提出された「政務活動と政治活動の区分についての見解」によると、政務活動には「政治活動とされる政党や後援会の活動と厳密に区別することが困難な事例があるため、支出にあたっては旧指針においても示されている通り、例えば議員個人が発行する広報費(市政報告書)は1/2を上限とした按分の考えがとられており、会派においてはこれを遵守するとともに、内規として議員個人の発行か否かについては、議員個人の顔写真の掲載、議員個人名の表記などがあった場合は直ちに1/2の按分をする」とされている。

会派からは、広報誌の記事は「議長としての決意を述べたものであり正当である」、ま

た「広報誌に記載の「自由民主党富山市7地域連絡協議会」は、合併前の旧7市町村の議会における会派の共同体として、合併を契機に創立したものである。支出当時において、合併から10年近く経っているが、各地域を代表する議員がいたことから、地区毎の要望事項がわかるように表記していた。企画財務部会等の部会名は、常任委員会に属する議員の勉強会を部会と称していたものである」との説明があり、これらの説明に特段不合理的な点は見受けられなかった。

・請求番号6「市政報告会会場費、お茶・お菓子代(360人)」については、会派から「支出伝票に添付されている案内文は、実際の案内文ではない。実際の案内文は別があり、自治会の会長などを通じ広く校区住民に周知した。ただし原本はない。支出伝票に添付されている案内文に講師とあるのは、来賓の誤りである。開催したのは自身の市政報告会及び励ます会で、それぞれ別会場で行った。励ます会の会費は、4,000円程度であったと思う。市政報告会は無料である。参加申し込みの後、会場までの送迎バスを手配した。」との説明があった。

また、開催日が印字された当日の写真が提出され、市政報告会が励ます会とは別に開催されていることが確認された。会場設営の担当者からは、市政報告会の会場ではなく会場入り口で湯茶が提供されていたという旨の申立書が提出されたが、そうであれば、励ます会来場者へも提供していたことになることから、お茶・お菓子代については、政務活動費を充てることはできないものである。

・請求番号8「広報誌印刷代(7,000枚)」、請求番号9「広報誌印刷代(8,000枚)」、請求番号10「広報誌増刷代(6,000枚)」、請求番号11「広報誌印刷代(5,000枚)」及び請求番号12「広報誌印刷代(5,000枚)」については、会派から成果品及び領収書発行者の申立書が提出され、これらに特段不合理的な点は見受けられなかった。

・請求番号13「広報誌印刷代(5,000枚)」については、請求人が主張する「平成25年9月発行」なのに、10月18日に「時局講演会」が開催された記事が載っているについては、会派から、単純ミスであるとの説明があり、10月18日の時局講演会の記事が掲載されている広報誌作成者の請求書の発行日が10月18日となっていることについても、発行者から正しくは10月22日であったとの申立てがあり、それらについて特段不合理的な点は見受けられなかった。

しかしながら、先にも引用した富山市議会自由民主党の「政務活動と政治活動の区分についての見解」においては、「内規として議員個人の発行か否かについては、議員個人の顔写真の掲載、議員個人名の表記などがあった場合は直ちに1/2の按分をする」とされており、原本として提出された当該広報誌には議員個人の名の記載があることから、印刷代の全額を政務活動費から支出することはできないものである。

・請求番号14「アルバイト賃金(11月、12月分)」についての請求人の主張は、次のとおりである。「①12議会の議案もまだ発表されていない11月から7時間×2日、

6時間×1日も「12月議会書類整理」に人手が要るとは考えられない。②添付されている「平成24年度12月定例会 議案概要書」はそもそも綴じられていて「整理」する必要もないものである。「市政だより NO. 28」の内容から見ても、11月と12月合わせて「市議会だより編集準備」に6時間×1日と7時間×8日、「市議会だより編集」に7時間×6日と8時間×3日もかかったとは考えられない。③12月議会およびH24年度分の書類整理に、毎日このような膨大な時間人を雇う必要があったとは考えられない。」

請求番号15「アルバイト賃金（1月分）」についての請求人の主張は、次のとおりである。「①前年の12月議会およびH24年度分の書類整理に、毎日このような膨大な時間、アルバイトを雇う必要があったとは考えられない。②「NO29市議会だより編集」が「NO29市議会だより編集準備」より後になっているのは不自然。③「NO29市議会だより編集」に2日間で13時間、「NO29市議会だより編集準備」に3日間で20時間従事したことになっているが、「NO29市議会だより」とは伝票整理番号250052の「かわらばん」と見られる。「かわらばん」の内容は、オモテ面が挨拶文の使い回し、裏面も前号の使い回しで、このように時間のかかるものではない。」

これらの主張に対して、会派からは、「事務所職員は、通年で2名雇用している。内訳は、男性女性各1名である。いずれも地元の方で、高見議員本人の親族ではない。女性職員はパソコン教師の経歴があり、広報誌の編集ができる。別に請求対象となっている高見議員の広報誌は、議員の指示により当該職員が作成し、印刷業者へ発注した。月の従事内容が主に政務活動であった場合、政務活動費が充てられた。広報誌は随時発行しており、支出伝票に添付されているもの以外の作業も行っている。政務調査費支出伝票に添付されている「政務調査業務勤務実績表・領収書」については、業務内容に記載の「市議会だより」は、「市政だより」の誤りであり、請求人が主張する議会開催前の書類整理については、議会に向けた資料整理や質問準備のための情報収集等へ従事したものである。そもそも綴じられている書類の整理は不要であるとの主張には、今後の政務活動に向け、担当部局や議案内容に沿って整理分類することがあって当然と考えている」との説明があった。

監査委員としては、この説明では請求人の主張に対する疎明が個別具体になされたものとは認めがたいことから、アルバイトの勤務実態がわかるような雇用契約書や出勤簿、給与の支払いに関する書類などの提出を求めたところ、会派から雇用契約書が提出され、その契約書には業務内容として「政治活動に関する補助業務」と記載されていた。被雇用者から請求に係る期間は政務活動にのみ従事していたとの申立てがあったものの、請求人の主張を退けるに足る事実を確認するには至らなかった。

・請求番号16「市政報告会会場費、お茶・お茶菓子代（200人）」及び請求番号17「2月12日市政報告会会場費、お茶・お茶菓子代（250人）」については、会派の説明と提出された当日の写真により開催された事実は確認できたものの、参加者数が水増しされた虚偽の申請ではないかとする請求人の主張に対し、会派から合理的な説明がな

されなかった。

このことから、政務活動費が充てられた支出のうち会場費については認められるものの、お茶・お茶菓子代については違法又は不当な支出と推認せざるを得ない。

・請求番号18「広報誌作成代6,000枚(124,740円の1/2) 送交代(119通×62円の1/2)(40通×62円の1/2)(66通×62円の1/2)(33通×62円の1/2)」については、支出伝票に添付された印刷物は後援会活動の広報誌の記事を一部差し替えたものであるとする請求人の主張に対し、会派から「同時に2種類の広報誌を作成したが、政務活動費が充てられたのは支出伝票に添付された広報誌である」との説明がなされ、支出伝票に添付された領収書とは別に支払われた領収書が提出された。

しかしながら、本件支出に係る広報誌については、その記事の相当部分が議員個人のものであり、政務活動のためのものとはいえない内容である。

・請求番号19「11月15日市政報告会 会場費、お茶菓子代他経費」については、DVD資料として製作されたものが支出伝票に添付された市のパワーポイント資料であるとする請求人の主張に対し、会派より「添付の資料は紙で配布したものであり、DVD資料は別に作成されたものである」との説明がされ、DVD製作資料のデータが提出された。

しかしながら、「成田みつお後援会定期総会・懇親会」だったものを、一部が「富山市議会自由民主党市政報告会」だったと装って政務活動費を受け取ったもの」という請求人の主張に対し、会派の説明や提出された当日の写真などからは、それを覆すに足る事実を確認することができなかった。

なお、会場費の一部31,600円と看板代32,400円の合計額64,000円は、平成28年11月2日付けで返還されている。

#### 4 結論

(1) 以上のとおり、請求番号3、4、6の一部(お茶・お茶菓子代)、13の一部(1/2相当額)、14、15、16の一部(お茶・お茶菓子代)、17の一部(お茶・お茶菓子代)、18、19については、政務活動費の運用指針に合致しない支出であるといわざるを得ないことから、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、富山市長に対し必要な措置を講じるよう勧告する。

(2) その余の請求については、棄却する。

#### 5 勧告

平成30年1月22日に請求人から地方自治法第242条第1項の規定により提出された富山市長に対する措置請求について、同年1月29日にこれを受理し監査を実施した結果、本件監査請求の対象とされた平成24年度から平成27年度に交付された富山市議会政務活動費の一部に運用指針に合致しない支出があると判断したので、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり勧告する。

- (1) 自由民主党に対し、1,375,080円及びこれに対する条例第9条第1項の規定による収支報告書が議長に提出された日の翌々日から返還の日まで年5分の割合によって算定した額を富山市に返還するよう求めるなど必要な措置を講じられたい。
- (2) 上記の措置は、平成30年4月20日までに行われたい。なお、当該期間中に時効を迎えるものがあることについて、留意されたい。
- (3) 措置を講じられたときは、地方自治法第242条第9項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

## 6 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

広報費については、条例別表及び運用指針において「会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費」と規定されている。今後、広報誌の作成に際しては、この規定に沿うような内容を具備するとともに、経済性や費用対効果も鑑みて、より一層住民福祉の増進に努められたい。

別表 請求項目一覧

請求番号	費目	整理番号	支出年月日	領収書日付	金額	支出内容	領収書発行元	違法不当な理由	備考
1	広報費	240281	H24.8.9	H24.8.7	310,400	広報誌コピー代(6,500枚)	五本水産株式会社	①6,500枚もカラーコピーすることは普通考えられない。 ②2～3ページに掲載された「一般質問」は五本議員の質問内容ではない。議員名を伏せて6,500枚も高額なカラーコピーしてまで配布する理由・必要性が不明。 上記①②の理由から、架空か虚偽請求ではないか。 ③五本水産は議員自身が代表取締役の会社であり、税金の還流である。	五本幸正市議
2	広報費	250391	H25.11.1	H25.11.1	577,500	広報誌コピー代(10,000枚)	太閤産業株式会社	①10,000枚も、しかも両面カラーコピーすることは普通考えられない。②領収書発行元は建設関係の会社であり、発注は不自然。 上記①②の理由から、架空か虚偽請求ではないか。	五本幸正市議
3	広報費	260454	H26.11.11	H26.11.11	175,392	11月9日市政報告会会場費、お茶・お菓子代(326人) 積算根拠 会場費(34,560円) お茶・お菓子代(326人×400円×消費税=140,832円)	ホテルグランテラス	①「自由民主党富山県富山市第14支部」の平成26年分収支報告書に項目別区分:組織活動費(総会、役員会)「支出の目的:政治活動費」として4,565,540円をH26.11.11にホテルグランテラスに支出の記載があり、政党の政治活動である。 ②同じく第14支部から同日に176,472円ホテルグランテラスへの支払いも記載があり、政務活動費で受け取った分も支部会計から支払っている。 ③実際には、会費をとって行われたパーティであり、「市政報告会」の案内文書は、政務活動費を受け取るために後から作成し添付された虚偽のもの。 ④ホテルの領収書に「会場費 お茶代(326人)」と書き加えがあり不自然。	五本幸正市議
4	広報費	270431	H27.11.17	H27.11.13	231,120	市政報告会会場費、お茶代(460人) 積算根拠 会場費(32,400円) お茶代(460人×400円×消費税=198,720円)	ホテルグランテラス	①「自由民主党富山県富山市第14支部」の平成27年分収支報告書に「項目別区分:組織活動費(総会、役員会)」「支出の目的:政治活動費」として4,633,151円をH27.11.13にホテルグランテラスに支出の記載があり、政党の政治活動である。 ②実際には、会費をとって行われたパーティであり、「市政報告会・後援会総会」の1万円と5千円のチケットの印刷代38,500円が第14支部から株式会社富山印刷に支払われている。「市政報告会」の案内文書は、政務活動費を受け取るために後から作成し添付された虚偽のもの。 ③ホテルの領収書に「会場費 お茶代(460人)」と書き加えがあり不自然。	五本幸正市議
5	広報費	250314	H25.9.25	H25.9.20	409,500	広報誌印刷代(26,000枚) 積算根拠 30円×26,000枚×消費税=819,000円 819,000円の1/2	㈱橋本写真製版社	①このように、デザインも簡単なA4両面1枚ものの印刷費として、1枚30円は不自然で高額過ぎる。架空か水増し請求ではないか。 ②オモテ面は議員の個人的な議長就任挨拶状である。 ③裏面は「自由民主党富山市7地域連絡協議会」=政党の活動報告である。②③から、市政報告ではない。	村家 博市議
6	広報費	250234	H25.8.5	H25.8.1	250,000	市政報告会会場費、お茶・お茶菓子代(360人) 積算根拠 会場費(70,000円) お茶・お茶菓子代(360人×500円)	富山観光ホテル	①ホテルの領収書に「総会時・お茶代」と明記。 ②柞山市議の他に国会議員3名、県議員1名も「講師」。 ③添付資料が市政報告の資料ではなく、自民党の野田毅衆議院議員の「改憲」についての文書である。 ④案内文書に会場名「富山観光ホテル」を「富山観光センター」と間違えて書いてあり、実際に配った案内文書ではなく、政務活動費を受け取るために後で作成されたもの。 上記①～④により「富山市議会自由民主党 市政報告会」ではなく、虚偽の申請である。	柞山数男市議
7	広報費	230636	H24.1.23	H23.11.10	275,625	広報誌印刷代(10,000枚) 積算根拠 551,250円の1/2(10,000枚×52.50円×消費税=551,250円)	(有)平野総合印刷社	①掲載内容がまったく「市政報告」になっていない。 ②このようなものを「市政報告会資料」として55万円もかけて1万枚も印刷することは通常考えられない。 ③1枚もの裏オモテの印刷で単価52.5円は異常に高い。 ④いつどこで開いた「市政報告会」資料なのか証拠がない。 ①②③④から、実際に印刷され配布されたものとは考えられず、架空請求の疑い。	高見隆夫市議

別表 請求項目一覧

請求番号	費目	整理番号	支出年月日	領収書日付	金額	支出内容	領収書発行元	違法不当な理由	備考
8	広報費	240037	H24.4.26	H24.4.20	385,875	広報誌印刷代(7,000枚) 積算根拠 52.5円×7,000円×消費税	(有)平野総合印刷社	①単価52.5円は異常に高い。 ②「市政だよりNO.26」「平成24年4月5日発行」となっているが、1ページ目は長い長い挨拶文で市政のことが具体的にわからない。 ③2~4ページは市の事業名と予算額を羅列しただけで、一般に配布したのとは考えられない。 ④上記②③のような内容でどの議員の報告かもわからないものを38万円をかけて作成するとは通常考えられない。 ⑤7,000枚もどこへどのような手段で配布したのか疑問。 ①~⑤の理由から、実際に印刷され配布されたものとは考えられず、架空請求の疑い。	高見隆夫市議
9	広報費	240395	H24.10.23	H24.7.25	220,500	広報誌印刷代(8,000枚) 積算根拠 8,000枚×52.5円×消費税=441,000円 441,000円の1/2	(有)平野総合印刷社	①単価52.5円は異常に高い。 ②「平成24年7月1日発行」「市政だよりNO.27」となっているが、1ページ目の長い挨拶文は4月5日発行の「市政だよりNO.26」とほとんど同じ文章であり、実際に配布するものとしておかし。 ③3ページの一般質問は「平成23年12月定例会」での質問であり、4月にも「市政だよりNO.26」を発行しているのに、「平成24年7月1日発行」の号まで掲載しないのはおかしい。 ④8,000枚もどこへどのような手段で配布したのか疑問。 ①~④の理由から、実際に印刷され配布されたものとは考えられず、架空請求の疑い。	高見隆夫市議
10	広報費	240425	H24.10.26	H24.10.25	176,400	広報誌増刷代(6,000枚) 積算根拠 6,000枚×56円×消費税=352,800円 352,800円の1/2	(有)平野総合印刷社	①単価56円は異常に高すぎる。 ②「市政だよりNO.27」「平成24年7月1日発行」は単価が52.5円だったがこれは56円で、増刷の方が高くなることは通常考えられず、あまりにも不自然である。 ③「市政だよりNO.27」「平成24年7月1日発行」のものを、9月議会も終わったこの時期にわざわざ6千枚も増刷して配布することは考えられない。 ①②③から、実際に印刷され配布されたものとは考えられず、架空請求の疑い。	高見隆夫市議
11	広報費	240588	H25.1.22	H24.12.25	157,500	広報誌印刷代(5,000枚) 積算根拠 5,000枚×60円×消費税=315,000円 315,000円の1/2	(有)平野総合印刷社	①単価56円でも異常に高いのにさらに60円に上がっている。 ②領収書の但し書きが会派事務員の筆跡である。 ③「市政だよりNO.28」「平成25年1月発行」であるが、1ページは長い挨拶文(誤字脱字が多い)である。 ④2ページは市の事業名、補正予算額の羅列。 ⑤3~4ページの「富山市議会自由民主党 25年度 国・県への要望事項」に記載の「企画財務部会」「福祉環境部会」「農林水産部会」「経済建設部会」「文教公安部会」は、市議会自民党派内の部会と整合しない。 ①~⑤から、実際に印刷され配布されたものとは考えられず、架空請求の疑い。	高見隆夫市議
12	広報費	250052	H25.4.23	H25.4.4	157,500	広報誌印刷代(5,000枚) 積算根拠 5,000枚×60円×消費税=315,000円 315,000円の1/2 「かわらばん」	(有)平野総合印刷社	①これまでの「市政だより」4ページで単価60円でも異常に高いのに、1枚ものウラおもてで単価60円になってさらに不自然。 ②領収書の但し書きが会派事務員の筆跡である。 ③オモテ面はたんなる挨拶文であり、「市政だよりNO.26」「市政だよりNO.27」「市政だよりNO.28」から使い回しの文章を部分部分手直ししただけのもので、ところどころ同じ内容である。 ④裏面の「富山市議会自由民主党 25年度 国・県への要望事項」は、「平成25年1月発行」の「市政だよりNO.28」、「平成25年9月発行」の「市政だよりNo.30」ともまったく同じ内容であり、しかも「文教公安部会」以下の「要望事項」が抜け落ちていて、同じ内容を何度も使い回している。 ①~④から実際に印刷されたものとは考えられず、架空請求の疑い。	高見隆夫市議

別表 請求項目一覧

請求番号	費目	整理番号	支出年月日	領収書日付	金額	支出内容	領収書発行元	違法不当な理由	備考
13	広報費	250386	H25.10.29	H25.10.25	315,000	広報誌印刷代(5,000枚) 積算根拠 5,000枚×60円×消費税	(有)平野総合印刷社	①1ページの長い挨拶文の内容が「平成25年1月発行」の「NO.28」とほとんど同じである。 ②領収書の但し書きが会派事務員の筆跡である。 ③2ページは市の事業名、補正予算額の羅列。 ④3～4ページの「富山市議会自由民主党 25年度 国・県への要望事項」は、同年1月発行の「NO.28」とまったく同内容である。 ⑤「平成25年9月発行」なのに、10月18日に「時局講演会」が開催された記事が載っている。 ①～⑤から、実際に印刷されたものとは考えられず架空請求の疑い。	高見隆夫市議
14	広報費	240589	H25.1.22	H24.12.2 H24.12.28	126,000	アルバイト賃金(11月、12月分) 積算根拠 11月分59,600円(119,200円の1/2) 12月分66,400円(132,800円の1/2)	不明	①12議会の議案もまだ発表されていない11月から7時間×2日、6時間×1日も「12月議会書類整理」に人手が要するとは考えられない。 ②添付されている「平成24年度12月定例会 議案概要書」はそもそも綴じられていて「整理」する必要もないものである。「市政だよりNO.28」の内容から見ても、11月と12月合わせて「市議会だより編集準備」に6時間×1日と7時間×8日、「市議会だより編集」に7時間×6日と8時間×3日もかかったとは考えられない。 ③12月議会およびH24年度分の書類整理に、毎日このような膨大な時間を雇う必要があったとは考えられない。 ①～③から、「勤務」の実態に疑義がある。	高見隆夫市議
15	広報費	240663	H25.2.4	H25.2.1	42,400	アルバイト賃金(1月分) 積算根拠 84800円の1/2	不明	①前年の12月議会およびH24年度分の書類整理に、毎日このような膨大な時間、アルバイトを雇う必要があったとは考えられない。 ②「NO29市議会だより編集」が「NO29市議会だより編集準備」より後になっているのは不自然。 ③「NO29市議会だより編集」に2日間で13時間、「NO29市議会だより編集準備」に3日間で20時間従事したことになっているが、「NO29市議会だより」とは伝票整理番号250052の「かわらばん」と見られる。「かわらばん」の内容は、オモテ面が挨拶文の使い回し、裏面も前号の使い回しで、このように時間のかかるものではない。 ①～③から、「勤務」の実態に疑義がある。	高見隆夫市議
16	広報費	250370	H25.10.24	H25.10.19	250,000	市政報告会会場費、お茶・お菓子代(200人) 積算根拠 会場費(150,000円) お茶・お菓子代(200人×500円=100,000円)	ホテルグランテラス	①県選管に提出されている「高見隆夫後援会」収支報告書(平成25年分)に「政治活動費(組織活動費)」として「時局講演会」503,000円をH25.11.5にホテルグランテラス富山に支払った記載があり、領収書のコピーも提出されている。 ②しかも「高見隆夫後援会」収支報告書(平成25年分)には「機関誌紙の発行やその他の事業による収入」として、「高見隆夫を時局講演会」H25.10.18に840,000円の収入が記載されている。 ③実際の案内状には「隆政会」「南央政経懇話会」から「企業後援会時局講演会のご案内」とあり、「当会と致しまして高見議員の政治活動を強力に支え、更に一層の活躍を期待し、今後とも支援して行きたい」としている。「会費お一人様1万円」である。※H29年開催の案内文書には「政治資金パーティー」の記載もある。 ④「講師」の神田副市長の行事予定日誌には、「富山市議会議員高見隆夫企業後援会時局講演会」と記載されている。 ①～④のことから、この会合は高見隆夫議員の後援会主催の資金集めパーティーだったと考えられる。政務活動費を受け取るために「富山市議会自由民主党市政報告会」を装って案内文書をあとから作成し添付されたもの。 ⑤「会費お一人様1万円也」であり、高見隆夫後援会の収支報告書では事業収入84万円であることから参加者数は最大84人程度だったと考えられるが、高見議員は「ケーキ代500円×200人分」請求している。人数だけでも虚偽の水増し請求である。	高見隆夫市議

## 別表 請求項目一覧

請求番号	費目	整理番号	支出年月日	領収書日付	金額	支出内容	領収書発行元	違法不当な理由	備考
17	広報費	260775	H27.3.5	H27.2.25	242,000	2月12日市政報告会会場費、お茶・お菓子代(250人) 積算根拠 会場費(117,000円) お茶・お菓子代(250人×500円×125,000円)	富山電気ビルディング 食堂部	<p>①県選管に提出されている「高見隆夫後援会」収支報告書(平成27年分)に「政治活動費(組織活動費)」として「新春の集い」760,000円をH27.2.24に電気ビルディングに支払った記載があり、「高見隆夫後援会」宛の領収書のコピーも提出されている。</p> <p>②しかも「高見隆夫後援会」収支報告書(平成27年分)には「機関誌紙の発行やその他の事業による収入」として、「高見隆夫を囲む新春の集い」1,280,000円、H27.2.12の収入が記載されている。</p> <p>③市に提出された電気ビルの領収書にも「異業種交流会250名(2月12日分)の記載がある。</p> <p>④実際の案内状には「隆政会」「南央政経懇話会」から「『富山市議会議員 高見隆夫を囲む新春の集い』開催のご案内」とあり、「高見議員議員の政治活動を更に力強く支援することを目的とし、企業後援会「隆盛会」並びに「南央政経懇話会」の共催により、恒例の『富山市議会議員 高見隆夫を囲む新春の集い』を、下記の通り開催させていただく」としている。「会費お一人様1万円也」である。</p> <p>⑤「講師」の森市長の当日の行事予定日誌には「出前トーク」と記載されている。</p> <p>①～⑤のことから、この会合は「高見隆夫後援会」主催の政治資金集めパーティーだったと考えられる。政務活動費を受け取るために「富山市議会自由民主党市政報告会」を装って案内文書をあとから作成し添付されたもの。</p> <p>⑥高見議員は「お茶・お菓子代(250人×500円)請求しているが、電気ビルレストラン5階中ホールは120人までしか入れず、後援会の事業収入でも会費1万円ですら128万円であることから、最大128人程度の参加だったと考えられる。人数だけでも虚偽・水増し請求である。</p>	高見隆夫市議
18	広報費	260391	H26.10.21	H26.10.20	70,368	広報誌作成代6,000枚(124,740円の1/2) 発送代(119通×62円の1/2)(40通×62円の1/2)(66通×62円の1/2)(33通×62円の1/2) 積算根拠 広報誌(一部(19.25円)×6,000枚+消費税)の1/2	㈱橋本写真製版社 日本郵便株式会社	<p>①印刷会社の領収書に「光つうしん作成代 6000枚」とあるが、「光つうしん」は「成田みつお後援会討議資料」であり、添付された印刷物は1面と4面に適当な写真や記事、議会広報の一部を貼付けて、後援会活動の記事を隠したもの。</p> <p>②1面と4面は本来のデザインと書体も違い、写真と記事のカギコミ罫の天地左右が揃っていないし空きもまちまちで、デザイナーや印刷会社がこのようないい加減な印刷物を作成して印刷代を請求するとは考えられない。</p> <p>③「光つうしん作成代 6000枚」会派事務員の筆跡で書き加えられている。</p> <p>上記の理由から、本当は、政務活動費を充てることができない後援会だよりの印刷代である。</p>	成田光雄市議

別表 請求項目一覧

請求番号	費目	整理番号	支出年月日	領収書日付	金額	支出内容	領収書発行元	違法不当な理由	備考
19	広報費	260606	H27.1.21	H26.11.26	231,300	11月15日市政報告会 会場費、お茶菓子代 他経費 積算根拠 会場費(47,400円)+お茶菓子代(500円× 195名=97,500円)+看板(32,400円+プロ ジェクター使用料27,000円)+(資料作成費 27,000円) 資料はパワーポイント分です	とやま自遊館	①県選挙管理委員会に提出された「成田みつお後援会」の平成26年分 収支報告書に「政治活動費 組織活動費(大会費)」として1,109,940円の 支出が記載され、後援会宛の自遊館の1,109,940円領収書コピーも提出 されていた。自遊館の利用明細書に「ご宴会名 成田みつお後援会定期 総会・懇親会 様」と明記され「飲み放題」「大皿宴会料理」と合計金額 1,109,940円ご請求金額1,109,940円の記載がある。 ②一方で、成田市議は後から自遊館に1,109,940円を2枚に分けて書き直 させのうち231,300円の領収書を市に提出し政務活動費231,300円を受け 取ったが、受け取ったお金は「後援会会計に返していない」「他の政務活 動の費用に充てた」と話し、用途不明になっている(読売新聞・KNBよ り)。 ③「市政報告会」の案内文書には議員自身の名前を「成田光明」と間違 えて記載している。実際には配っておらず、政務活動費を受け取るため に作成されたものと思われる。 ④看板代について、自遊館で「作成したが使わなかった」ので3万円を返 還しているが、添付資料の「市政報告会用ハンガーサインプラン」には 「H26.12.」と記載されている。11月15日の会合なのにあり得ない。本当は 「成田みつお後援会定期総会・懇親会」の看板作成代だったものと思わ れる。 ⑤DVD資料製作27,000円とあるが、添付資料は市のパワーポイント資料 であり、自遊館で作成したとは考えられない。 「成田みつお後援会定期総会・懇親会」だったものを、一部が「富山市議 会自由民主党市政報告会」だったと装って政務活動費を受け取ったも の。	成田光雄市議
20	広報費	240423	H24.10.26	H24.10.8	288,000	豊田地区 市政報告会280人参加 積算根拠 会場費(8,800円) PCシステム代(30,000円) 看板代(30,000円) お茶菓子代(500円×280名)	とやま自遊館	とやま自遊館で、「利用明細書」が「文書不存在」で、当該日に市田龍一 氏の会合が行われた事実がない。 架空請求である。	市田龍一元市議
21	広報費	240424	H24.10.26	H24.9.5	5,000	市政報告会の案内状送付代	郵便事業株式 会社富山豊田 郵便局	NO.20の架空の「市政報告会」の案内状送付代であり、架空請求。	市田龍一元市議
22	広報費	240214	H24.7.23	H24.5.30 H24.7.10	682,500	広報誌印刷代(富山市の重点事業1000部) (富山市環境モデル都市1000部)資料は自民 党控室にて保管 積算根拠 富山市の重点事業(315,000円) 富山市環境モデル都市(367,500円)	(有)平野総合 印刷社	①NO.20の架空の「市政報告会」の支出伝票に「伝票番号No.240214に 資料添付」とあり、使われていないのは明らか。 ②このような市の資料を高額の費用を使ってそれぞれ1千部も刷って配 る意味なし。 ③平野印刷の請求書に「売上日」は平成24年5月30日と7月10日である のに、伝票番号が同じ「No.000718」であるのはおかしい。	市田龍一元市議
23	広報費	250437	H25.11.21	H25.10.27	273,000	市政報告会会場費、お茶・お菓子代(250 人)、PCシステム・看板一式代 積算根拠 会場費(8,800円) お茶・お菓子代(250人×500円=125,000円) PCシステム一式(30,000円)看板一式(30,000 円)	とやま自遊館	とやま自遊館で、「当該日に市田龍一氏の会合が行われた事実がなく、 利用明細書等が確認できない」と回答。 架空請求である。	市田龍一元市議

## 請求人の陳述

市民が主人公の富山市政をつくる会、略称市民の会と言っておりますが、その代表委員を務めております高野善久です。

今日は陳述の機会を与えて頂きまして、どうもありがとうございます。

どうかよろしく願いいたします。

今ほどありましたけど、1月22日に23件、金額にしまして5,852,880円に渡る住民監査請求を行いました。

実は、私共市民の会は、昨年7月7日にも住民監査請求を行っております。

この時は、25件、609万円あまりの金額だったわけであります。

今回の住民監査請求は、これに引き続く、私共の会といたしましては、2回目の住民監査請求になります。

前回につきましては、25件のうち10件、金額にしまして1,891,865円につきましては、返還をするよう監査委員から勧告を頂き、返還をされたということになりました。

このことにつきましては、監査委員のご努力に対して、大変感謝をしているものであります。

ただ、それ以外の3件につきましては、どうも市民の会としては納得がいかないと、そういうものがございましたので、私共は住民訴訟を提起いたしました。

現在、裁判所で口頭弁論等が行われておるところであります。

この3件につきましては、今後の裁判の過程の中で事実関係が明らかになっていくということを期待しているものであります。

さて、今回の請求であります、今ほど言いましたように23件に及ぶものであります、人数にしまして6人です。

議員さんはそのうち、現職が5人、元議員さんが1人、こういう内容になっております。

そのうち、成田議員と市田元議員に関わるものにつきましては、一部返還されたものがあります。

私達は、返還をされるのは、それはそれでいいわけでありますけども、返還があったからといって監査の対象にはならないというふうには考えておりません。

この住民監査で問題になるのは、政務活動費が富山市の財政支出として適正であったかどうか、ということが問われるものであるというふうに考えておりまして、返せばよいといったものではないだろうというふうに考えています。

今回の監査につきましては、前回と同様でありますけども、架空請求ではなかろうか、あるいは水増し請求ではなかろうかとか考えられない、極めて悪質なものが含まれているというふうに考えます。

どうか厳正に審査をして頂きたいと思っております。

さて、一昨年以来、政務活動費の問題で大変世の中を騒がしてきたわけでありますけど

も、政務活動費の申請にあたって、前回強調されたことでありますが、会派の広範な裁量を保障すると、これはある意味では、政治活動は多岐に渡るものでありまして、政党、あるいは会派の自主性が尊重されるべきものであるということは言うまでもありません。

私達もそのことは重々了解をしておるつもりであります。

ただ、審査をするにあたって、一定程度の外形に依存をして、外形の要件が整っておればよいというふうなことにはならないのではないかと、前回そのような印象を受けましたので、私共はその点について、注意喚起をしたいと考えています。

外形が整っておればいいのか、実際見てみますと外形も整っていないものがあるわけがありますけれども、実際、現時点で 6 千万円を超える政務活動費が返還になってきている、いわゆる外形審査をやってきた結果、それだけの金額が不適切であったというふうに返されている、しかもこの金額はまだまだ増えるかもしれないという、こういう状況が現実としてあるということを考えて頂きたいというものです。

そういう意味で、会派の独自性、裁量を尊重しつつも適正な支出を担保していくということを、ぜひ考え頂きたいものだというふうに思います。

それでは次に、今回の監査請求について、その概要と私共からの問題点の指摘を行いたいと思います。

まず請求番号の 1 番から 4 番であります。

これは、五本市会議員に関わる請求であります。

金額にしまして合計で 1,294,412 円ということになっています。

請求番号の 1 番と 2 番につきましては、印刷会社ではない会社に大量のカラーコピーを発注するという、こういう事案でありますけれども、まず印刷会社でない会社にどうして発注をしなければいけないのかという問題があると思います。

その印刷会社でない会社のそのうちの 1 つは、五本水産株式会社という会社でありまして、これは代表取締役が五本幸正さん、議員さん本人が社長をしております。

それ以外の役員の方も、言わば同族の方ではないかと思っておりますけれども、通常、印刷業務に携わっていない五本水産というのは、業務の目的は水産物の販売、加工等というふうに登記簿ではなっておりますが、こういう会社に、しかも自分が社長をしておる自分の会社と言ってもいい、そう言っても差し支えないそういう会社にカラーコピーを大量に発注するというのは、非常に不自然ではないかというふうに考えております。

それから、自分が代表取締役を務める会社に発注するということは、これは政治家のモラルとしてどうなのかと、言わば税金の還流になりはしないかということ、私は指摘をいたしたいと思っております。

もう 1 つ、五本さんに関わるもので No.3 です。

これは、広報費でホテルグランテラスに支払った会場費、あるいはお茶代、お茶菓子代等がありますけれども、これにつきましては、政党の政治活動費ではなかるかというふうに考えます。

県の選挙管理委員会に届けておられます収支報告書によれば、この時にホテルグランテラスに総会、あるいは役員会を開催しておられます。

これは、開催されてもいいですが、ただ、政務活動費の対象にはならないというふうに考えております。

このNo.3 及びNo.4 につきましては、2 件とも自由民主党の富山市第 14 支部の政治活動費ということに、当初そういうふうになっておったわけです。

それで、請求番号 3 につきましては、五本さんが平成 28 年 10 月 28 日に報告書を訂正しておられます。

しかし、報告書は訂正したとしても、一旦は 14 支部の会計から払ったというその事実は訂正することはできないわけであります。

そのことを指摘したいと思います。

それで、実は収支報告書を訂正するというのは、五本さんが昨年も平成 29 年 6 月 9 日に行っておられます。

実は、その対象になったものは、今年の 7 月に私共が提起をいたしました住民訴訟の中に含まれていた請求番号 5 番、それと 6 番に関わるものであります。

今年の監査委員さんのいわゆる調査においては、五本さんはたまたま誤って後援会から出すべきでないものを出したと、こういうふうな説明をしておられるというふうに記述がございますけれども、何年にも渡ってそういうことが起きるだろうかというふうに、私は思います。

従って、複数の年に渡って報告書を訂正するというようなことをされるということは、実は、そういうやり方が通常のやり方だったのではないかと、いつもそういうやり方をしておられたのではないかと、これを強く類推させるものであるというふうに考えております。

事実に即した審査をお願いしたいと思います。

次に、高見議員に関わる請求であります。

高見議員に関わる請求は、請求番号の 7 番から 17 番、数が大変たくさんあります。

金額にして合計 2,348,800 円になります。

今ほど 10 件のうち、請求番号の 7、8、9、10、11、12、13 の 7 件につきましては、いわゆる市政報告書を印刷したことになっていますが、印刷をした業者は有限会社平野総合印刷社であります。

その業者の請求書と領収書が添付してあります。

それで、この請求書に付いている市政報告会資料等を見ても、いずれも長い長い挨拶文が書いてありますが、挨拶文の下にいくつか資料が付いています。

よく見ても、挨拶文の中身は何回も同じ表現が出てきます。

何年度にも渡ってそういうようなもの、それから、報告書についても、市の予算でありますとか事業名の記載等が主なものでありまして、コピーをすることによって容易に作成

することが可能なものであります。

それで単価は、いずれも 50 円から 60 円程度、この単価は適正と言えるのかどうか、そういう問題が含まれていると思います。

従いまして、高見議員の 7 件につきましては、架空の請求ではないかというふうな疑いがあると思います。

ここで、1つ注意を喚起いたしたいと思うのは、この業者、平野総合印刷社が関わっているこの事案でありますけども、後でもう 1 度申し上げますけども、市田元市議員が 1 月 25 日に 500 万円以上を返還されましたが、その中でも平野総合印刷というこの会社が関わったものが非常に多いのであります。

実は、市田さんは、その平野総合印刷の請求書、あるいは領収書を使って請求した政務活動費は不当だったという、あるいは不当とは言わなくても不適切であったという判断のもとで市に返還をされたわけでありますから、この今現在、高見さんの場合も平野総合印刷の領収書、請求書がたくさん付いていますけども、これについては、非常に信憑性に疑いがあるというふうに言わざるを得ないというふうに考える次第であります。

もう 1 つ高見さんにつきましては、No.14 と 15、これはアルバイト賃金でありますけども、実際の業務量にあったアルバイト賃金なのかどうか、その点については、必要性を検証して頂きたいというふうに思います。

No.16 と 17 になりますが、この 2 つは、支払先がホテルグランテラス、それから富山電気ビルの食堂部という所でありますけども、私共がこの資料を見ながら思うのは、これは市政報告会というよりも、1 万円の参加費を頂いたうえで行ったパーティーだというふうに考えています。

これは、私共が提出をいたしました資料の中に、後援会の開催案内状が載っておりますけども、そこにははっきり会費 1 万円というふうに書いてあります。

会費 1 万円を取って行う市政報告会は有り得ないというふうに考えます。

そういう意味で、これは完全に架空の、してはいけないそういう請求だというふうに考えています。

高見隆夫さんの後援会というのは、隆政会、それから南央政経懇話会です。

これは、毎年開いておられるようでありますけども、やはり高見さん個人の政治活動、あるいは後援会の政治活動というふうに考えるべきものであります。

それから、人数につきましても、電気ビルの中ホールでありますと、せいぜい 100 人ちょっとしか入れないということで、そこで 250 人分のコーヒーやお菓子を出すことは有り得ないと思いますし、水増しの可能性もあるというふうに思います。

次に、成田議員に関わる請求であります。

請求番号としては、18 番、それから 19 番、2 件でありまして、金額は 301,668 円であります。

このうち、看板代等、それから会場費の 2 時間分として 64,000 円を返還しておられます。

この2つにつきましては、これも成田光雄議員の後援会だよりではないかというふうに考えます。

後援会だよりをもとにして、他のものを切り貼りすれば作れるようなそういう内容のものであります。

これが1つ、もう1つは、とやま自遊館で行った後援会の定期総会に関わっているのがあります。

県の選管に出されました報告書では、定期総会、懇親会というふうになっておるわけですが、支払った後で、101万円くらいの領収書を2つに分割をしてもらっています。

その一方を使って政務活動費を申請しているということでもあります。

それは、政務活動費として申請してはならないものを申請されたものだというふうに考えます。

次に、市田元議員に関わるものであります。

番号は、請求番号の20から23番、合計で1,248,500円になります。

まず20番、21番、23番、これはとやま自遊館で行ったとする市政報告会の会場費、あるいはお茶菓子代というふうになっておりますが、自遊館では開催をした事実がございません。

これは自遊館に問い合わせ、回答を得た結果、そういうことになっておりますので、これは明らかに架空請求であります。

もう1つは、No.22になりますけども、市政報告の印刷代であります。

名前が富山市の重点事業及び富山市環境モデル都市としまして、各1千部印刷したということになっているのですが、申請書に添付されているものは表紙だけでありまして、これはコンピューターがあればすぐ簡単にできる、そういう内容のものでありまして、本体の資料は自民党控室に保管してあるということになっています。

実際本当に保管してあったのかどうなのか、ということを検証する必要があると思えます。

実は、市田さんは、今言いましたNo.22を含めまして、それ以外にも資料は自民党控室に保管してあるという、そういう方法で申請をされているわけですが、このほとんどが先月の1月25日に返還をされたものの中に、そういうものがいっぱいあります。

従って、市田さんが自ら自主的に返したということは、それらのものが不適切な支出であったというふうに、自ら認めているわけでありますから、これについては、厳正に見て頂きたいわけでありますけども、市田さんの不適切だったから返しますというその申告は、重く受け止めるべきだというふうに思います。

1月25日の市田さんの返還でありますけども、新聞報道ですが、16件、516万円あまりというふうになっております。

非常に件数も多いし、金額も巨額であるということで、大変驚くわけでありますけども、その中のほとんどのものが、会場費や茶菓子代の架空請求、あるいは資料の印刷代、これ

も本当に実際に印刷したのかどうか、非常に怪しいそういうものであります。

その中に、先ほど、高見議員のところでもちょっと申し上げましたけれども、平野総合印刷に関わるものが、この前の市田さんの返還の中で 10 件含まれています。

金額にしますと 3,510,900 円というふうになります。

全てその特徴は、表紙だけ添付してあると、全て自民党控室に保管してあると、他の 9 件に全部共通しているわけでありまして。

こういうやり方で請求したもの全て、市田さんが自主的に返還をされたらと、大事な事実があるというふうに思っています。

この平野総合印刷の請求書、あるいは領収書ですが、見ますと、会社の社印、角印がきちんと押してあって、それから 1 番後ろに代表者の印もきちんと押してあります。

全てそうなっております。

こういうものを何十枚かわかりませんが、少なくとも市田さんの場合は 10 件以上、高見さんの場合でも 7 件あったわけですが、こういうことというのは、業者のある程度の協力がなければできないものではないかというふうに考えます。

従って、この件につきましても、厳正な審査をお願いしたいというふうに考えています。

後は、請求番号の 5 番、これは村家博さんに関わるものであります。

それから、請求番号 6 番、柞山数男議員のものであります。

いずれも政治活動にあたる経費ではなかろうかというふうに、私達は思います。

市政報告会にはあたらないのではないかということです。

時間がなくなってきましたので、これでもう止めますけれども、最後に、一昨年から富山市の政務活動費問題というのは、表面化をいたしまして、大変大きな問題となりました。

市議会の信用は大きく失墜させられたと言わざるを得ないと思います。

現在、市民にとって透明で開かれた議会を実現するための改革が進められておるわけではありますけれども、過去における不正疑惑のほとんどが解明されたとは言えない状況ではないかというふうに考えております。

1 月 25 日に自民党会派の現職の議員さんや元議員による返還は、1 千万円を超えるという大変な金額でありました。

新聞報道でも、会派の大変申し訳ないといったような談話も載っておりますけれども、今まで何度も調査をしてきたはずなのに、一体今までの、もう終わりだというそういう弁明は何だったのかというふうに思います。

私は、議員さんというのは、市民の負託に応じて、その職務において市民からいささかも疑問を持たれてはならないものであるのは当然でありますし、特に税金の扱いについては、当然に公私混同等することなく、透明であることは求められると思います。

市民の会は、市議会が適正な財政支出を回復することによって、市民の信頼を取り戻すことを願っております。

住民監査請求を行ったのも、その趣旨でございます。

監査委員におかれましては、疑いのない事実、客観的な事実に基づいて、厳正な監査を実施して頂きますようお願いをいたします。

以上でございます。

どうもありがとうございました。



## 関係職員の陳述

お疲れ様でございます。

私、議会事務局次長の岡地と申します。

本日は、私のほうから、本件政務活動費の措置要求に係る富山市側の陳述を行いたいと思います。

まず、政務活動費制度の概要につきましては、これまでの措置要求におきましてもご説明して参りましたが、改めて簡単ではありますが、お話を申し上げたいと思います。

政務活動費の設置の目的としましては、地方議会における各会派、各議員の調査活動基盤の充実強化を図るためとされておりまして、地方自治法に基づき、会派の調査研究やその他の活動に必要な経費の一部として交付されております。

政務活動費の設置の背景といたしましては、地方分権の推進でありますとか、地方創生等により地方公共団体の権能や責任が大きく拡大しているところであり、こうした中で、地方議会には、政策立案機能と監視機能等、与えられた権能をより一層発揮して行くことが求められているところであります。

こうしたことから、政務活動費は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派、または議員に対する調査研究の費用等の助成について、これを制度化するものとして設けられたところであります。

次に、政務活動費に係る事務処理について、ご説明いたします。

事務処理につきましては、法令や条例、規則、運用指針に従いまして、会派側及び市側において、それぞれ必要となる審査を実施しております。

今ほど申し上げましたとおり、政務活動として地方議会の議員は、日常的な調査研究活動が期待されているところですが、その調査研究活動の対象は広範囲に及ぶもので、また調査方法も多様となるものであります。

このような広範、多様な調査活動において、政務活動としての支出に適合するか否かの判断につきましては、基本的には、会派やそこに属する議員の自主性、自律性が尊重され、その判断に委ねられるものとされているところであります。

こうしたことから、政務活動費の執行にあたりましては、まずは、各会派及び議員において運用指針に従い、個々の支出についての政務活動費を充当することの適否について、会派としての判断等を行うものであり、その判断をもととして、市においては、金額の確認や添付書類等の外形的な確認を行うこととしております。

なお、会派及び議員に広範な裁量を認める一方で、この制度が一部改正された国会の附帯決議におきましては、その運用につき、国民の批判を招くことがないよう使途の透明性の向上が図られるよう特段の配慮を行うこととされたものであり、会派においては、政務活動費を充てる経費について、説明責任と透明性の確保が求められているところでもあります。

本件請求における各事案につきましても、請求人が主張されます個別の活動内容や目的、資料作成の意図や用途等、政務活動としての該当性も判断は、議員活動を行う議員や会派がそれらを行っており、市では、その会派の判断のもと、一般的な支出の審査として求められることとなる書面等の提出を受け、その外形的な審査を行ってきたところであります。

そうしたことから、市といたしましては、本件政務活動費の支出は妥当であったと考えているところでありますが、こうした審査に基づく個別の市側の判断等につきましては、この後の監査事務手続きとなる書面提出等において、ご提示して参りたいと考えております。

市側の陳述は以上となります。

## 関係職員の陳述に対する請求人の意見

最後の方に、書面による外形的な審査というふうなこと、前回もそのようにおっしゃっていますけど、私が言いましたように、そういうやり方を富山市がずっと取ってきた結果、このように6千万円を超える金額を返さなくてはいけなくなったということです。

政党や会派の活動、目的、それはもちろん妨害したらいけないわけではありますが、広範な裁量を認めなくてはならないけれども、しかし、税金の支出する観点からは、おのずから一定の審査の仕方があるのではないかと私は思っております。

そういう意味で、今回の私共が請求した本件については、どう考えてもおかしいわけがありますから、それが、いわゆる議会事務局の外形による審査を通り過ぎて行ったということについて、考えて頂きたいというふうに思います。



## ○富山市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日

富山市条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、富山市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 政務活動費は、富山市議会における会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し、交付する。

(交付の額及び方法)

第 3 条 政務活動費の額は、1 月につき、各月の 1 日(以下「基準日」という。)における会派の所属議員数に 150,000 円を乗じて得た額に、次の各号に掲げる当該会派の所属議員数に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 3 人から 9 人まで 150,000 円

(2) 10 人から 19 人まで 300,000 円

(3) 20 人以上 450,000 円

2 政務活動費は、各 4 半期の最初の月に、当該 4 半期に属する月数分(当該 4 半期中途において議員の任期が満了する場合は、当該任期が満了する日の属する月までの月数分)を交付する。

3 4 半期中途において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第 1 項に規定する所属議員には含まないものとする。

5 政務活動費は、交付月の 20 日(その日が休日(富山市の休日を定める条例(平成 17 年富山市条例第 2 号)第 1 条に規定する市の休日をいう。))に当たるときは、その翌日)に交付する。

(交付の申請等)

第 4 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、政務活動費の交付の申請をしなければならない。

2 会派の代表者は、政務活動費の額に変更が生ずる異動があったときは、市長に対し、政務活動費の変更の交付の申請をしなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、会派を解散した旨を届け出なければならない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の申請があったときは、政務活動費の交付又は変更の交付を決定し、当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 6 条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受ける日の 10 日前までに、市長に対し、政務活動費の交付を請求するものとする。

(所属議員数の異動に伴う措置)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派が 4 半期中途において所属議員数に異動が生じた場合は、当該会派は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付を受けた政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額に満たないときは当該満たない額の政務活動費の交付を追加して受けるものとし、既に交付を受けた政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を超えるときは当該超える額の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 8 条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出等)

第 9 条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、当該会派を解散した日の翌日から起算して 30 日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 前 3 項の規定により収支報告書を提出する場合には、支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添えなければならない。

(政務活動費の返還)

第 10 条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残額がある場合は、速やかに、当該残額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第 11 条 第 9 条の規定により提出された収支報告書は、議長において、これを提出すべき

期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号)第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。  
(透明性の確保)

第12条 第9条の規定により提出された収支報告書は、議長において、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すととともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月26日富山市条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富山市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附則(平成20年9月30日富山市条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年12月21日富山市条例第81号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の富山市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附則(平成28年12月20日富山市条例第79号)

この条例中第1条の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う活動に伴う事務遂行に要する経費

## ○富山市議会政務活動費の交付に関する規則

平成 17 年 4 月 1 日

富山市規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年富山市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の結成の届出等)

第 2 条 議員が会派を結成したときは、当該会派の代表者は、速やかに、会派結成届(様式第 1 号)を市長に届け出なければならない。

2 会派の代表者は、前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、速やかに、会派異動届(様式第 2 号)を市長に届け出なければならない。

(交付の申請等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請は、政務活動費交付(変更交付)申請書(様式第 3 号)により行うものとする。

2 条例第 4 条第 3 項の規定による届出は、会派解散届(様式第 4 号)により行うものとする。

3 条例第 5 条の規定による通知は、政務活動費交付(変更交付)決定通知書(様式第 5 号)により行うものとする。

4 条例第 6 条の規定による請求は、政務活動費交付請求書(様式第 6 号)により行うものとする。

(収支報告書)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第 7 号)によるものとする。

2 議長は、条例第 9 条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(経理責任者)

第 5 条 会派は、交付を受けた政務活動費の経理を明確にするため、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(会計帳簿等の整理及び保存)

第 6 条 前条に規定する経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を、当該政務活動費に係る収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(細則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日富山市規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに改正前の富山市議会政務調査費の交付に関する規則の規定に基づき提出された会派結成届、会派異動届、政務調査費交付(変更交付)申請書、会派解散届、政務調査費交付(変更交付)決定通知書、政務調査費交付請求書又は政務調査費収支報告書は、それぞれ改正後の富山市議会政務活動費の交付に関する規則の規定に基づき提出された会派結成届、会派異動届、政務活動費交付(変更交付)申請書、会派解散届、政務活動費交付(変更交付)決定通知書、政務活動費交付請求書又は政務活動費収支報告書とみなす。

## 富山市議会

## 政務活動費を充てることができる経費に関する運用指針について

平成 17 年 6 月  
改正 平成 20 年 3 月  
改正 平成 25 年 2 月  
改正 平成 27 年 6 月

## 1 根拠法令

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項まで及び富山市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、富山市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、議会における『会派』に対して交付されるものである。

また、政務活動費を充てることができる経費は、条例第 8 条にその範囲を規定しており、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付すると規定されている。

## 2 基本的な考え方

## (1) 会派交付の原則

政務活動費は、会派が行う政務活動に対して交付しているものであり、会派において実施する政務活動を具体的に決定し、必要な経費に支出する。

## (2) 実費弁償の原則

政務活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲での実費を弁償する。

## (3) 領収書添付の原則

領収書については、すべての支出に添付する。

## 3 政務活動費を充てることができる経費

## (1) 調査研究費

会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）

## (2) 研修費

会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）

## (3) 広報費

会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

- (広報誌・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
- (4) 広聴費  
会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費  
(資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
- (5) 要請・陳情活動費  
会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費  
(資料印刷費、文書通信費、交通費、参加費等)
- (6) 会議費  
会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費  
(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
- (7) 資料作成費  
会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費  
(印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
- (8) 資料購入費  
会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費  
(書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
- (9) 人件費  
会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費  
(給料、手当、賃金等)
- (10) 事務費  
会派が行う活動に伴う事務遂行に要する経費  
(備品、文書通信費、事務機器購入、リース代、通信費等)

#### 4 経費に関する運用指針

##### (1) 調査研究費

◎会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

##### ①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 ※1

- ・会議資料、開催案内等の参考資料を添付する。
- ・支払い明細が識別できるものを添付する。
- ・完成品を添付する。
- ・使用枚数等を明確にする。

##### ②講師謝金 ※2

- ・謝金は社会通念上妥当と思われる金額とし講師から受領書进行。

(市が行う講演会や各種学級などの講師謝金を参考とする。)

- ・講師の交通費、宿泊費は実費支給とし、市の旅費基準を参考とする。

③会議等における食糧費 ※3

- ・実費（たとえば湯茶、お菓子）
- ・政務活動と一体性があることが必要である。なお、公職選挙法に抵触しないこととし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。

④交通費、旅費、宿泊費 ※4

・政務活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲で実費弁償を基本とする。なお、公務出張との均衡を図るため、市の旅費基準などを参考とすべきものである。

- ・宿泊費については、実費とする。

ただし、国内の場合は14,800円を上限とする。(市の旅費を基準)

- ・政務活動の内容が記載された活動報告書を添付する。
- ・JR、私鉄、バス、地下鉄は実費とし、旅行代理店を通じて手配した場合などは、その領収書を添付する。ただし、領収書の徴収が困難な場合は支払い証明書を添付する。

- ・タクシー代は、実費とし領収書を添付する。(原則、県外に限る。)

- ・飛行機を利用する場合は、国内外を問わずエコノミー料金とする。

- ・自家用車を使用した場合

交通費などの実費の把握が困難な場合は、一定の基準として1kmのガソリン代として37円とする。(政務活動に要した経費に限る。)

- ・高速道路料金・駐車場料金は実費とし領収書を添付する。

・国外の先進地調査又は現地調査については、会派の政務活動として実施するものとし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。手続上、会派代表者の承認を得るとともに、帰国後1か月以内に報告書を作成し添付する。

- ※ 特に観光は注意が必要。美術館などの見学も日程的にかなりの所要時間がかかるものは不適當となる。

⑤日当（旅行中の諸雑費の支払いに充てる経費） ※5

- ・県外への日当は1日当たり3,000円とする。(県内の日当は支出しない)
- ・費用弁償が発生している場合は支出できない。
- ・国外への日当は支給しない。

⑥調査委託費

- ・調査委託の依頼及び報告等に関する参考資料を添付する。

(2)研修費

- ◎会派が行う研修会の開催に必要な経費

◎団体等が開催する研修会・講演会の参加に要する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)

②講師謝金 (※2に同じ)

③会議等における食糧費 (※3に同じ)

④交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)

⑤日当 (※5に同じ)

⑥研修会、講演会の参加費等

・領収書とともに研修会や講演会等の具体的な研修内容がわかる開催案内、研修資料、報告書など参考資料を添付する。

### (3) 広報費

◎会派が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料

・各議員が発行する広報費(市政報告書)の経費(印刷費、コピー代、送料等)は、  
1/2を上限とする。

・作成した広報誌又は報告書の成果品を添付する。

(その他※1に同じ)

②会議等における食糧費 (※3に同じ)

③交通費 (※4に同じ)

④アルバイト賃金(パソコン入力等事務補助)

・広報誌発行等に要するアルバイト賃金。

・住所氏名が記載された領収書があり、その賃金の1/2を上限とする。

#### 【不適切な支出】

・配偶者や家族へのアルバイト賃金は、支出しない。

### (4) 広聴費

◎会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料 (※1に同じ)

②会議等における食糧費 (※3に同じ)

③交通費 (※4に同じ)

### (5) 要請・陳情活動費

◎会派が行う要請、陳情活動を行うために必要な経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)

②交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)

③日当 (※5に同じ)

(6)会議費

◎会派が行う各種会議に要する経費

◎会派として参加する団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)

②会議等における食糧費 (※3に同じ)

③交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)

④日当 (※5に同じ)

⑤会議、意見交換会等の出席者負担金・出席者会費

・領収書とともに会議の具体的な内容等がわかる開催案内、会議資料、報告書など参考資料を添付する。

・会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであることが必要である。

・議員連盟、各種団体の参加会費は、活動内容や実態が政務活動に適うものであるかどうかを基準とし、領収書とともに具体的な協議事項、懇談内容を記入した報告書を添付する。

・懇談会等への出席に要する会費

他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、会費が定額で社会通念上妥当な範囲のものであることが必要である。

・意見交換会を目的とした会議に付随した懇談会等に出席する場合の会費は5,000円を上限とする。

【不適切な支出】

・飲食を主たる目的とした会合(各種団体の新年会等)の会費や、議員間の懇談会への支出。

・団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合のその団体に納める年会費。

・個人の議員活動で加入している団体などに納める年会費。

(7)資料作成費

◎会派が行う政務活動に必要な資料の作成に要する経費

①印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料

・完成品を添付する。

・使用枚数等を明確にする。

②事務機器購入、リース代等

・事務機器の購入、リースについては、政務活動に対する有用性が高く、直接必要

であると認められること、価格についても社会通念上妥当なことが必要である。

**【不適切な支出】**

- ・名刺の印刷費（個人的な議員活動もあり、会派の政務活動との識別ができない）

(8)資料購入費

◎会派が行う政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

①書籍等購入代

- ・領収書を添付し、書籍名等を明確にする。

②新聞購読料

- ・会派控室での購読料。
- ・自宅での新聞購読料は2誌目のみとする。

③データベース利用料

- ・データベースの利用については、政務活動に直接必要であると認められることが必要である。

**【不適切な支出】**

- ・漫画、スポーツ新聞など、政務活動に適さない図書等。

(9)人件費

◎会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

- ・領収書（受領書）に署名押印を必要とする。

(10)事務費

◎会派が行う政務活動に伴う事務遂行に要する経費

- ・事務所は会派の議員控室であることから、議員控室の事務的経費等を対象とする。
- ・上記の区分(1)から(9)までの複数の項目に該当する事務的経費又は政務活動全般に要する事務的経費。

- ・社会通念上妥当な範囲であること。

①備品・事務機器・消耗品の購入

- ・備品・消耗品の購入については、政務活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められること、価格についても社会通念上妥当なことが必要である。
- ・パソコン等（タブレット端末機を含む。）の事務機器については、会派の政務活動用に購入するものとする。

※会派が消滅した場合の備品については、議会事務局が保管することとなる。

- ・10,000円以上の備品は備品台帳に記載する。
- ・パソコン等（タブレット端末機を含む。）の事務機器は、会派の所有とする。

(貸し出しは一人1台を限度とするが、タブレット端末機についてはパソコンと併用を可とする。)

- ・タブレット端末機については、経費の1/2とする。

## ②リース代・通信費等

・自宅におけるインターネット使用料、タブレット端末機に係る通信費、コピー機使用料、固定電話使用料及び携帯電話使用料等は、それぞれの経費の1/4とし、これらの合計額が10,000円を上限とする。

### 【不適切な支出】

- ・議員の私的な活動に使用するのは不適當である。

## 5 政務活動費からの支出が不適當な経費

私的な経費、政党活動、選挙活動、後援会活動及び交際費的な経費は不適當となる。

(参考事例)

### (1) 政党活動経費

- ・党大会の出席に要する経費及び党大会賛助金に要する経費
- ・政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む)など

### (2) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・国政、県議会議員選挙などでの各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費など

### (3) 後援会活動経費

- ・後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む)など

### (4) 私的経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・見舞い、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・檀家総代会、報恩講等の宗教活動に要する経費
- ・観光、レクリエーション等の私的な旅行等に要する経費
- ・各種団体の新年会等の親睦会又は飲食を目的とした会合の参加に要する経費
- ・町内会費、公民館費等個人の立場で加入している会費等に要する経費

## 6 四半期毎の確認

- ・収支報告書は、会派の代表者が翌年の4月30日までに一年間分を議長に提出する

ことになっているが、経理責任者は、政務活動費の透明性の確保・向上のため、政務活動費の交付(四半期毎)に併せて、7月末、10月末、1月末に会計帳簿と領収書などの証拠書類の整理点検を行う。